

「在留外国人との共生社会を実現するための条例（仮称）」の 制定に向けて

令和7年3月26日

富山県外国人材活躍・多文化共生推進にかか
る
有識者検討会事務局

多文化共生の推進にかかる条例の制定状況について(1)

○理念型（規制、罰則なし）

宮城県	多文化共生社会の形成の推進に関する条例	H19. 7. 11施行
静岡県	静岡県多文化共生推進基本条例	H20. 12. 26施行
群馬県	群馬県多文化共生・共創推進条例	R3. 4. 1施行

- ・多文化共生社会の形成、多文化共生のまちづくりを目的としている。

※多文化共生：「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

- ・市区町村レベルでは、滋賀県湖南市、東京都世田谷区、愛知県半田市、神戸市、長野県白馬村、静岡県静岡市、東京都江戸川区などで制定。罰則を設けているものはない。

○外国人材の確保・支援型

岡山県	岡山県外国人材等支援推進条例	R7. 4. 1施行
-----	----------------	------------

- ・外国人材（県内で就労している（就労しようとしている）外国人及び帯同外国人家族並びに県内で就労しようとしている留学生）の受入れ、生活支援の推進を目的としている。

多文化共生の推進にかかる条例の制定状況について(2)

○ヘイトスピーチ規制型の例

大阪市	大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例	H28. 1. 18施行
大阪府	大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例	R元. 11. 1施行
川崎市	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例	R元. 12. 16施行
愛知県	愛知県人権尊重の社会づくり条例	R4. 4. 1施行

・ヘイトスピーチ（本邦外出身者に対する不当な差別的言動）の解消を目的とし、ヘイトスピーチの拡散防止措置を定める、または、ヘイトスピーチの禁止が明記されている。

※ヘイトスピーチ：特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動であり、例えば、①特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの、②特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの、③特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のものなど

※愛知県のように、ヘイトスピーチだけでなく、インターネット中傷や部落差別、性的マイノリティなど人権尊重全般を対象とした条例としたものもみられる。

・都道府県・政令市レベルでは、東京都、沖縄県など
市区町村レベルでは、宮崎県木城町、東京都渋谷区などで制定。

他県の条例の構成について

内容	群馬県多文化共生・共創推進条例		静岡県多文化共生推進基本条例		宮城県多文化共生社会の形成の推進に関する条例		岡山県外国人材等支援推進条例	
目的・定義・基本理念	前文 1～3条	前文 目的・定義・基本理念	1～2条	目的・定義	1～3条	目的・定義・基本理念	前文 1～3条	前文 目的・定義・基本理念
責務・役割	4条	県の責務	3条	県の責務	4条	県の責務	4条	県の責務
	5条	市町村の責務					5条	市町村の役割
	6条	県民の責務	4条	県民の責務	6条	県民の責務	6条	県民の役割
	7条	事業者の責務	5条	民間団体の責務	5条	事業者の責務	7条	事業者の役割
							8条	教育機関の役割
基本計画	8条	多文化共生・共創推進基本計画	6条	多文化共生推進基本計画	7条	多文化共生社会推進計画	9条	外国人材等支援推進計画
市町村との協働	9条	市町村との協働	8条	市町との協働	8条	市町村との協働		
県民等の活動支援	10条	県民等の活動を促進するための支援	9条	県民の活動を促進するための支援	9条	県民の活動を促進するための支援		
施策	11条 12条	教育の充実 多文化共生・共創推進月間	7条 10条 11条	広報活動 調査研究 年次報告	10条 12条 13条 21条	教育の充実 調査研究 相談及び苦情の処理 議会への報告	10条	日本語教育の機会
推進体制の整備	13条	推進体制の整備			11条	推進体制の整備		
会議等	15条	多文化共生・共創推進会議の設置等	12～17条	多文化共生審議会	14～20条	審議会等の設置	11条	協議会
財政上の措置	14条	財政上の措置			22条	財政上の措置	12条	財政上の措置